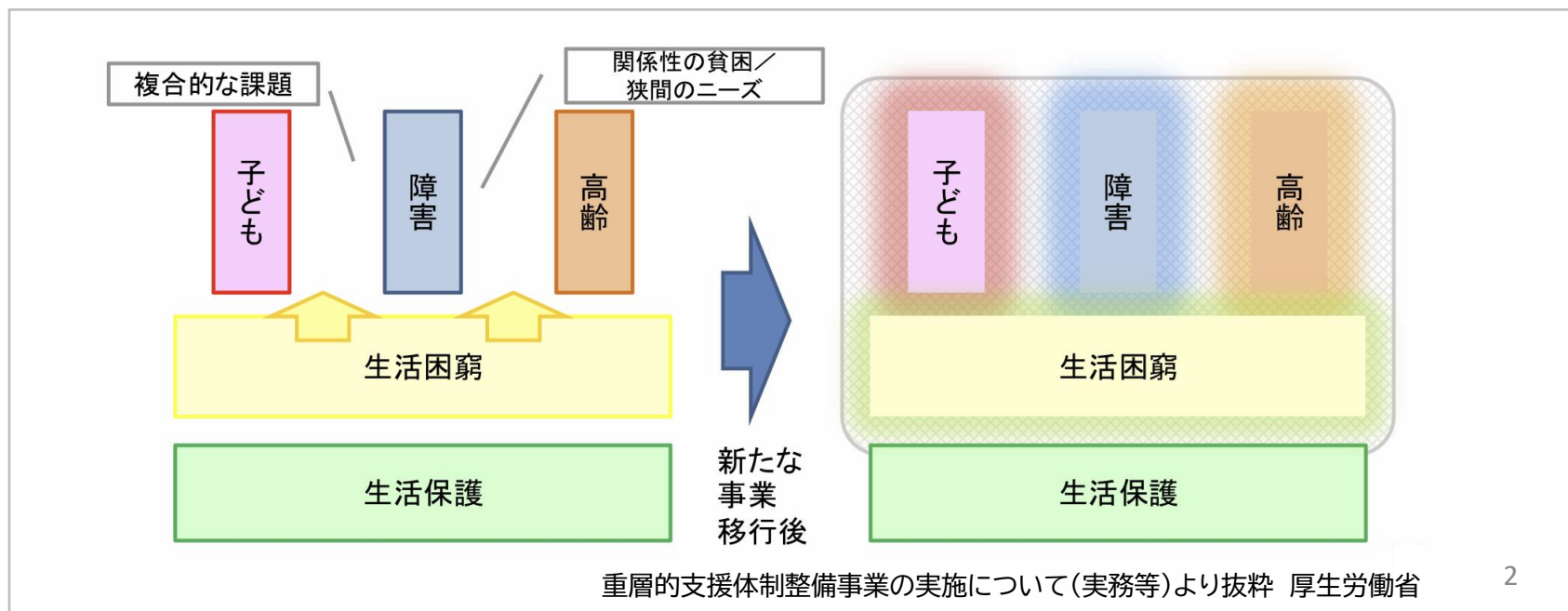


重層的支援体制整備事業について

佐世保市 保健福祉部 地域福祉推進室

事業創設の背景



包括的な支援体制を整備する「3つの柱」による支援

新たな事業の全体像

I 相談支援

包括的な 相談支援の体制



- ・属性や世代を問わない相談の受け止め
- ・多機関の協働をコーディネート
- ・アウトリーチも実施

II 参加支援



- ・既存の取組で対応できる場合は、既存の取組を活用
- ・既存の取組では対応できない狭間のニーズにも対応
(既存の地域資源の活用方法の拡充)

(狭間のニーズへの
対応の具体例)

就労支援

見守り等居住支援



生活困窮者の就労体験に、経済的な困窮状態にな
いひきこもり状態の者を受け入れる 等

I～IIIを通じ、

・継続的な伴走支援

・多機関協働による

支援を実施

III 地域づくりに向けた支援

住民同士の顔の見える関係性の育成支援

- ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保
- ・多分野のプラットフォーム形成など、交流・参加・学びの機会のコーディネート



⇒新たな参加の場が生まれ、地域の活動が活性化

重層的支援体制整備事業を構成する「5つの事業」

重層的支援体制整備事業を実施するには、以下のすべて事業の実施が必要

	事業	内容	既存制度の対象事業
既存事業の集合体	①包括的相談支援事業	すべての相談を受け止め、必要に応じ、関係機関へつなぎ、連携して支援する	【高齢】地域包括支援センターの運営
			【障がい】障害者相談支援事業
			【子ども】利用者支援事業
			【困窮】自立相談支援事業
	②地域づくり事業	世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行う	【高齢】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）
			【介護】生活支援体制整備事業
			【障がい】地域活動支援センター事業
			【子ども】地域子育て支援拠点事業
		【困窮】生活困窮者支援等のための地域づくり事業	
新たな事業	③多機関協働事業	課題が複雑化した相談に対し、支援機関の役割や関係性を調整する	令和5年度から佐世保市社会福祉協議会へ委託
	④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	必要な支援が届いていない方とのつながりづくりに向けた支援を行う	令和7年度から佐世保市社会福祉協議会へ委託
	⑤参加支援事業	相談者と地域、専門職等とのつながりを支援する	令和7年度から佐世保市社会福祉協議会へ委託

重層的支援体制整備事業交付金の概要

重層的支援体制整備事業交付金の創設

- これまで、属性を超えた相談窓口の設置等を行う際、各制度における国庫補助金等の目的外使用との指摘を避けるために事業実績に応じた経費按分が必要になるなど事務負担が課題となっていた。
- 重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、さまざまな課題を有する者の支援について、市町村が創意工夫をもって円滑に実施できる体制を整備するため、従来、各分野毎に行われていた相談・地域づくりに関連する事業にかかる補助を一体的に執行できるよう「重層的支援体制整備事業交付金」を創設する。

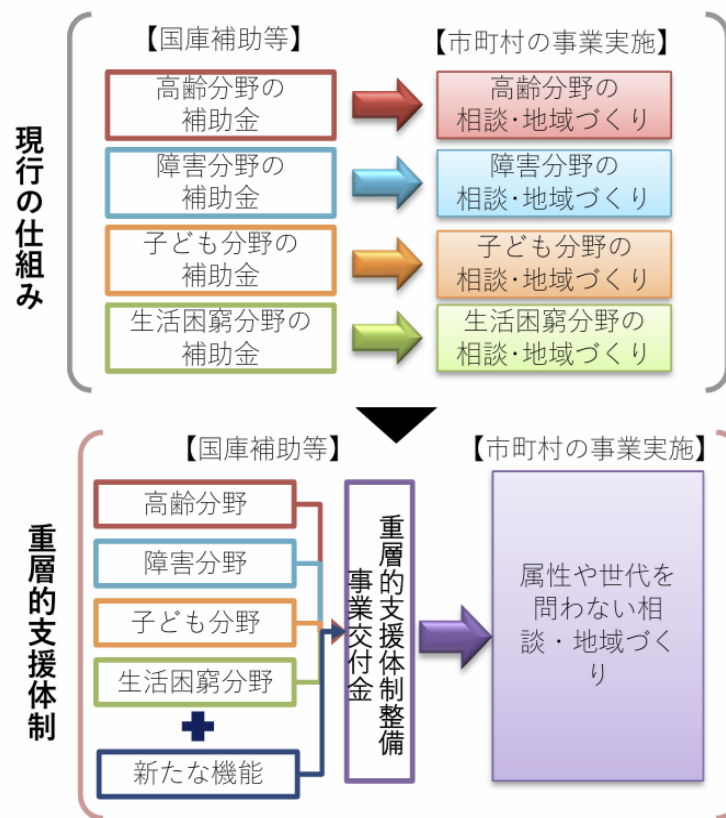
重層的支援体制整備事業交付金の算定

- ① 介護、障害、子ども、生活困窮の分野の相談支援や地域づくりにかかる既存事業(※)の補助金に
- ② 参加支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関協働といった、重層的支援体制の強化に資する新たな機能に係る一括して交付する。

※ 相談支援:【介護】地域包括支援センター、【障害】障害者相談支援事業、【子ども】利用者支援事業、【困窮】自立相談支援事業

地域づくり:【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの(地域介護予防活動支援事業)、生活支援体制整備事業、【障害】地域活動支援センター事業、【子ども】地域子育て支援拠点事業、【困窮】生活困窮者支援等のための地域づくり事業

【重層的支援体制整備事業交付金イメージ図】



※ 既存事業分について、財政保障の水準を維持する観点から、国、都道府県、市町村の費用負担割合や補助基準額は、それぞれの制度における現行の規定と同様とする。

多機関協働事業とは（社会福祉法第106条の4第2項第5号）

多機関協働事業の目的

② 市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する

多機関協働事業は、重層的支援体制整備事業に関わる関係者の連携の円滑化を進めるなど、既存の相談支援機関をサポートし、市町村における包括的な支援体制を構築できるよう支援する。

○ 重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす

重層的支援体制整備事業の支援の進捗状況等を把握し、必要があれば既存の相談支援機関の専門職に助言を行うなど、市町村全体の体制として伴走支援ができるように支援する。

① 支援関係機関の役割分担を図る

単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定める。

※支援プランの作成（社会福祉法第106条の4第2項第6号）は、多機関協働事業と一体的に実施。

多機関協働事業の基本的な役割

- 多機関協働事業者は支援関係機関等からつながれた、複雑化・複合化した支援ニーズを有する事例等に対して支援する。
- 支援関係機関の抱える課題の把握、役割分担、支援の方向性の整理といった事例全体の調整機能を果たすなど、主に支援者を支援する役割を担う。

多機関協働事業の事業内容（概略）

包括的相談支援事業者などからのつながり

相談受付

- ・複合化、複雑化したニーズを有する等、支援関係機関等による役割分担を行うことが望ましい事例について、相談を受け付け、支援を行う。
- ・原則として本人に相談受付申込票を記入してもらい申込（本人同意）を得る。

アセスメント

包括的支援事業者等に必要な情報収集を依頼し、収集した情報をもとにインテーク・アセスメントシートにまとめる

※

プラン作成

アセスメントの結果を踏まえ、支援関係機関の役割分担や、支援の目標・方向性を整理したプランを作成する。

※

支援の実施

プランに基づき、支援関係機関がチーム一体となって必要な支援を行う。

※

終結

本人や世帯の課題が整理され、支援の見通しがつき、支援機関の役割分担の合意形成ができた段階で、一旦、多機関協働事業者の関わりは終結する。
（終結後に支援の主担当を設定し、伴走支援する体制を確保）

※ アセスメント、プラン作成、支援の実施、終結の判断等については、重層的支援会議において関係機関と議論した上で決定する

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業とは（社会福祉法第106条の4第2項第4号）

アウトリーチ等事業の目的

② 支援が届いていない人に支援を届ける

複数分野にまたがる複合化・複雑化した課題を抱えているために、必要な支援が届いていない人に支援を届ける。

① 各種会議、関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりの中から潜在的な相談者を見つける

各種会議、支援関係機関との連携を通じて、地域の状況等にかかる情報を幅広く収集するとともに、地域住民とのつながりを構築する中でニーズを抱える相談者を見つける。

② 本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く

本人と直接対面したり、継続的な関わりを持つために、信頼関係の構築に向けた丁寧な働きかけを行う。

アウトリーチ等事業の基本的考え方

- ・ 長期にわたりひきこもりの状態にあるなど、複雑化・複合化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない人や、支援につながることに拒否的な人に支援を届けるための事業
- ・ 本事業において支援する事例の多くは、本人とのつながりを形成すること自体が困難であることを踏まえ、本人と関わるための信頼関係の構築や、つながりの形成に向けた支援を行う。

アウトリーチ等継続的支援事業の支援内容（概略）

支援関係機関 や地域住民等 を通じた情報 収集

潜在的なニーズを早期に発見するために、支援関係機関や、地域住民等と連携し、これらのつながりの中から相談や課題を抱えた人を把握する。

事前調整

本人に同意を得る前の支援として、支援関係機関等からの情報収集や、見守り等の支援ネットワークの構築、本人と関わるためのきっかけ等を入念に検討する。

※ 必要に応じて、構成員に守秘義務がかけられた支援会議にてプラン等作成

関係性構築に 向けた支援

本人やその世帯とのつながりを形成するために、手紙を置いたり、メールやチャット等でのやりとり、支援等の情報のチラシ等で情報提供するなどの継続的な対応を行う。

家庭訪問や 同行支援

本人と出会えた後も、自宅から出ることが困難な者や他の支援関係機関等につながることに困難な場合に、自宅への訪問や、必要な支援機関への同行支援などの支援を行う。

終結

本人にとって適切な支援関係機関や地域の関係者等につなぎ、それらの関係性が安定した段階で支援終結

参加支援事業とは（社会福祉法第106条の4第2項第2号）

参加支援事業の目的

① 社会とのつながりを作るための支援を行う

各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援（※）では対応できない本人や世帯のニーズ等に対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行う。

② 利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる

利用者のニーズや課題など丁寧に把握し、地域の社会資源との間をコーディネートし、本人と支援メニューのマッチングを行う。

また、新たに社会資源に働きかけたり、既存の社会資源の拡充を図り、本人や世帯のニーズや状態に合った支援メニューをつくる。

① 本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う

本人と支援メニューをマッチングしたのち、本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップをする。

また、受け入れ先の悩みや課題にも寄り添い、困っていることがある場合にはサポートをする。

※ 広義の「参加支援」は、本人や世帯が、地域や社会と関わり方を選択し、自らの役割を見いだすために多様な接点を確保することを目的とした支援である。

既存の事業としても、例えば、障害分野における就労継続支援B型事業や、生活困窮分野における就労準備支援事業などにおいて、参加支援に資する取組が行われている。

参加支援事業の支援内容（概略）

相談受付・ プラン作成

重層的支援会議において事業の利用が必要と判断された者について相談受付を行った後、アセスメントを行い、本人の抱える課題を踏まえて、社会とのつながりや参加を支えるためのプランを作成

資源開発・ マッチング

- ・ 本人のニーズに沿って支援メニューのマッチングを行う。
- ・ 支援メニューについては、参加支援事業者が社会資源に働きかける等、既存の社会資源の活用方法の拡充を図り、多様な支援メニューをつくる。
- ・ マッチングを行う場合に、受入先の状況もアセスメントした上でマッチングを行う。

定着支援・ フォローアップ

- ・ 本人が新たな環境で居場所を見いだせるか、受入先等に定期的に訪問するなど一定期間フォローアップを行う。
- ・ 受入先に対しても、必要に応じて、本人との関わり方などに関して、本人と受入先の環境調整を行う。

終結

社会参加に向けて地域の資源等とのつながりができ、本人とつながり先との関係性が安定したと判断した段階で終結となる。

※ 終結後も定期的な連絡を行うなど、つながりを維持に向けた働きかけを行う。

支援会議（法106条の6）の設置の背景

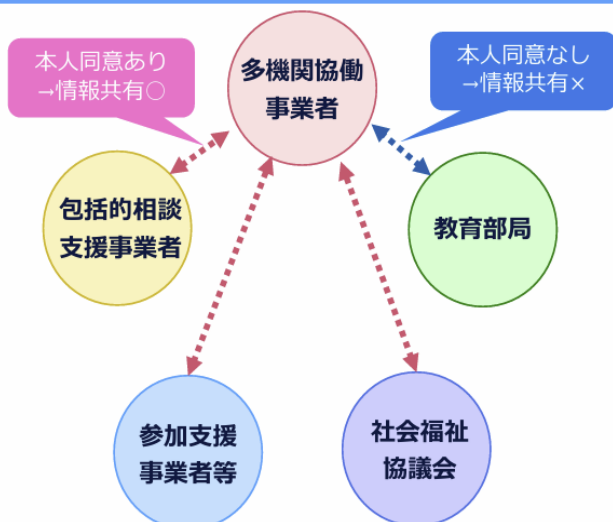
- これまでの複雑化・複合化した課題を抱える地域住民に対する支援については、関係者間での会議体が法定されていないことから**情報共有が進まず、深刻な課題の状態を見逃してしまったり、予防的な措置を取ることが困難であったりすることが問題視されてきた。**
- このため、**重層的支援体制整備事業では支援会議を法定し、会議体の構成員に対して守秘義務をかけることによって、支援関係者間の積極的な情報交換や連携ができるようにした。**

現行制度における課題

○ 支援における情報共有は**本人同意が原則**

- ・ 本人の同意が得られないために支援に当たって連携すべき庁内の関係部局・関係機関との間で情報の共有や連携を図ることができない事案
- ・ 同一世帯の様々な人がそれぞれ異なる課題を抱え、それぞれ専門の相談窓口や関係機関等で相談対応が行われているが、それが世帯全体の課題として、支援に当たって連携すべき関係機関・関係者の間で把握・共有されていない事案等の中には、**世帯として状況を把握して初めて課題の程度が把握できる事案**がある。

例



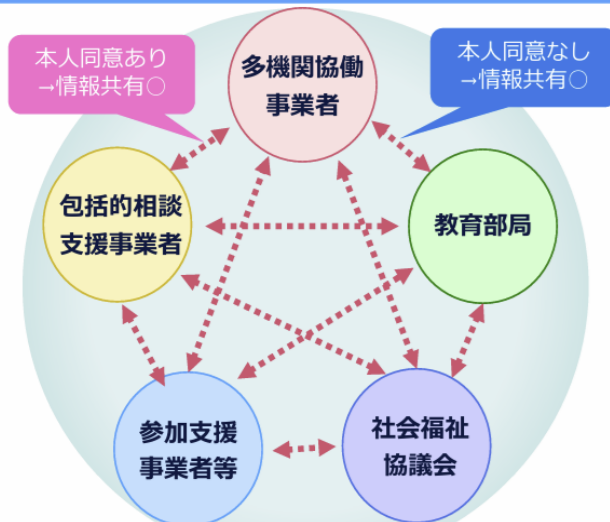
各法における守秘義務

支援会議を設置した場合

- 関係機関がそれぞれ把握している複雑化・複合化した課題が疑われるようなケースの情報共有や支援に係る地域資源のあり方等の検討を行う
- **守秘義務の設定**

- ・ **本人同意なしで、関係機関で気になっている複雑化・複合化した課題が疑われるようなケースの情報共有が可能となる。**

例



支援会議における守秘義務

重層的支援会議について

重層的支援会議の目的・役割

重層的支援会議は、重層的支援体制整備事業による支援が適切かつ円滑に実施されるために開催するものであり、次の3つの役割を果たす。

プランの適切性の協議

多機関協働事業が作成したプラン（参加支援事業、アウトリーチ等継続支援事業が作成したプランも含む）について、市町村・支援関係機関が参加して、合議のもとで適切性を判断する。

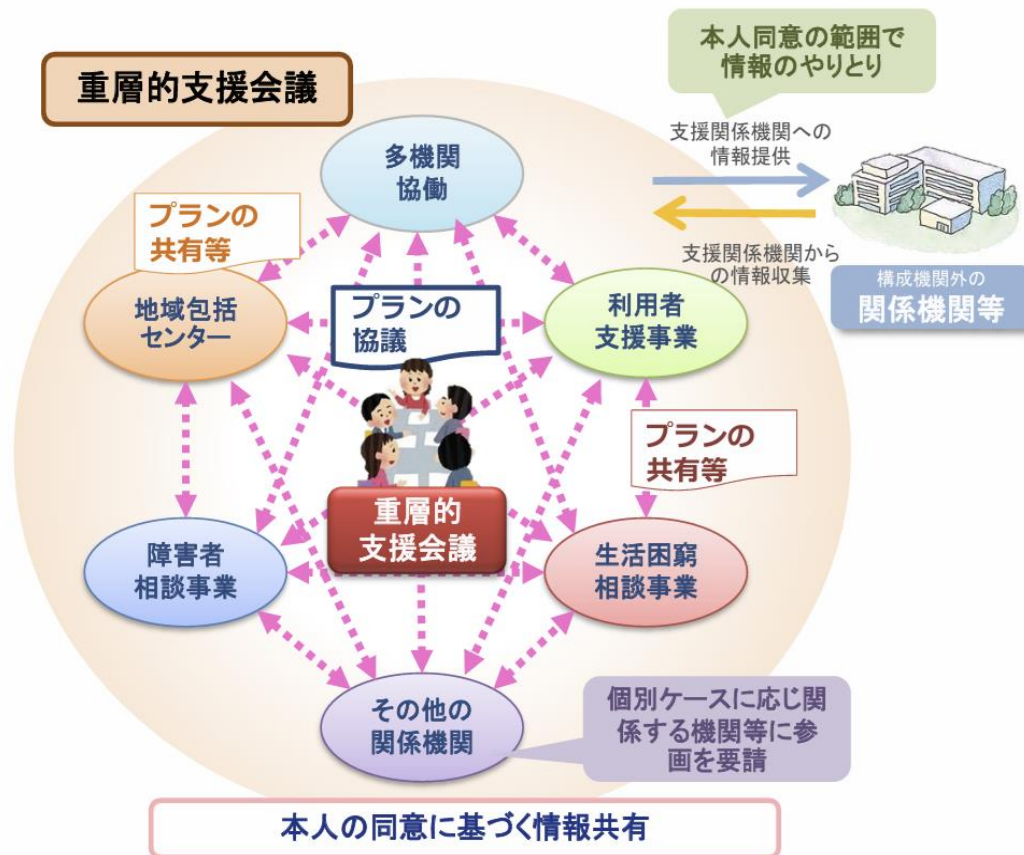
プラン終結時の評価

多機関協働事業が作成したプラン終結時（参加支援事業、アウトリーチ等継続支援事業が作成したプランも含む）において、支援の経過と成果を評価し、支援関係機関の支援を終結するかどうか検討する。

社会資源の把握と開発に向けた検討

個々のニーズに対応する社会資源が不足していることを把握した場合には、地域の課題として位置づけ、社会資源の開発に向けた取り組みを検討する。

※ 重層的支援会議の中で十分な検討が困難な場合も考えられるため、重層的支援会議においては、課題の整理や認識の共有にともなう、社会資源の開発は別に協議の場を設けることも考えられる。

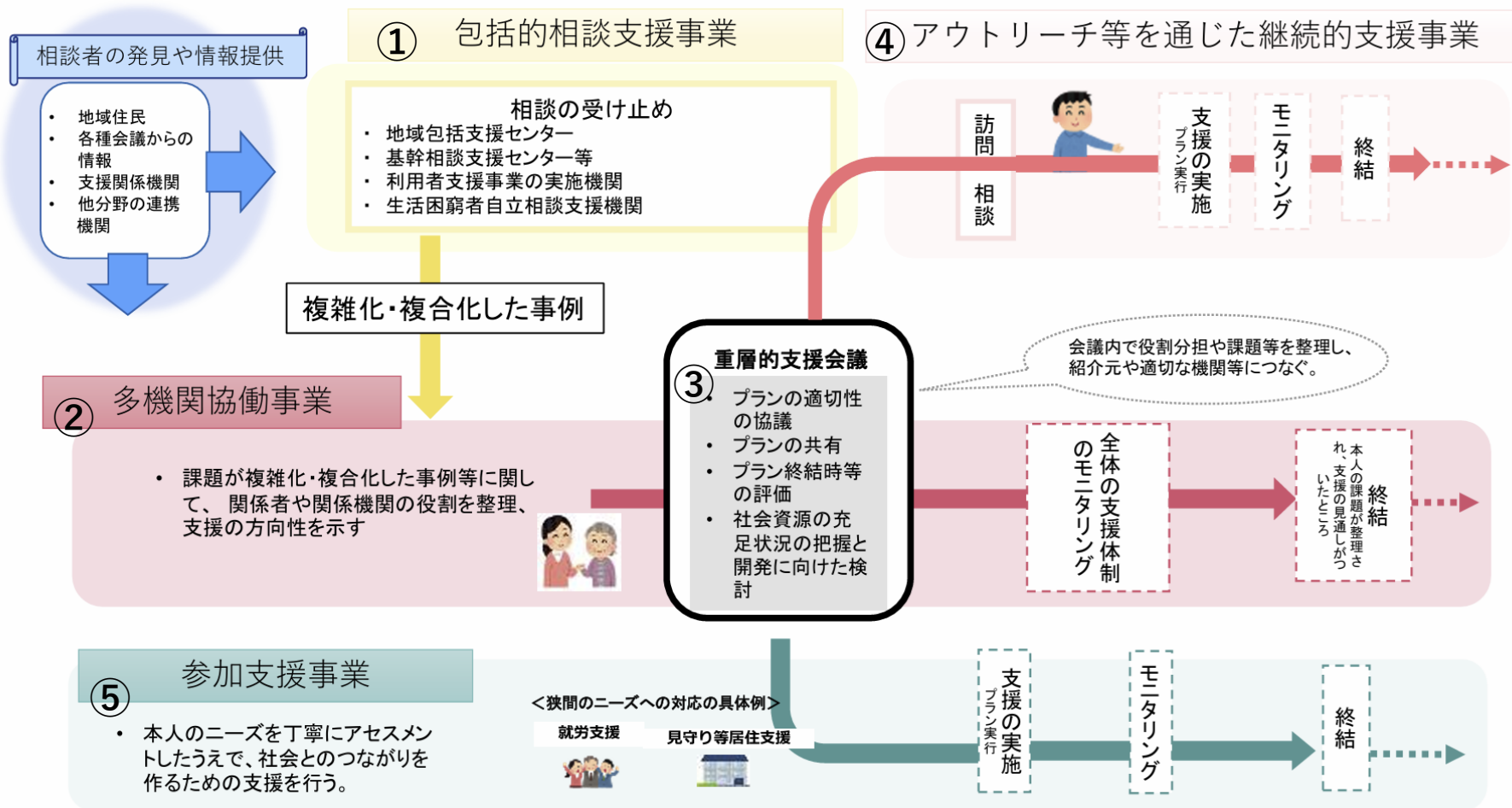


【個人情報の取扱】

重層的支援会議においては、相談者本人に対する具体的な支援の提供方法等について協議するものであることから、協議の対象となるケースについては、個人情報について関係機関との共有を図ることについて本人同意を得ることとする。

重層的支援体制整備事業の支援フロー(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止める。
- 包括的相談支援事業が受け止めた相談のうち、単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例は多機関協働事業につなぐ。
- 多機関協働事業は、各支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定めたプランを作成し重層的支援会議に諮る。
- 重層的支援会議を通じて、関係機関間で支援の方向性にかかる合意形成を図りながら、支援に向けた円滑なネットワークをつくることを目指す。
- また、必要に応じてアウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業につないでいく。



※ 重層的支援会議で検討した結果、包括的相談支援事業が引き続き主担当として支援すべき案件であるとなった場合には、包括的相談支援事業に戻すこともある。
※ アウトリーチ等事業は支援の性質上、多機関協働事業が関わる前から支援を開始することもある。

まとめ

- 重層的支援体制整備事業は、既存の福祉制度だけでは対応が難しい、
複雑・複合化した課題を抱える地域住民と支援関係者の双方を支える仕組みづくりの事業
- 相談支援・参加支援・地域づくりを一体的に進め、支援機関や地域関係者が相談を断らず受け止め、つながり続ける支援体制を創っていく



■相談支援・地域づくり事業(既存事業)

世代、属性を問わない相談支援や地域活動を推進

※重層的支援体制整備事業の交付金の活用

■新たな事業

・多機関協働事業: 支援者を支援するための仕組みづくり

※重層的支援会議、支援会議の活用

・アウトリーチ等を通じた継続的事業: 支援が届いていない人に支援を届ける

※地域住民等と連携し、潜在的な相談者や支援に否定的な人を見つけ、相談につなげる

・参加支援事業: 社会とのつながりを作る支援を行う

※既存の事業では対応できない社会参加に向けた支援を社会資源を活用して行う。



これらの事業を推進し、地域と支援関係者が協働し、
誰一人取り残さない包括的な支援体制の実現を目指す

ご清聴ありがとうございました。

佐世保市の重層事業担当

【重層事業について】

佐世保市 保健福祉部 地域福祉推進室

住所 佐世保市高砂町5-1 中央保健福祉センター(すこやかプラザ)5階
電話 0956-24-1111(内線5516)

【相談窓口について】

社会福祉法人 佐世保市社会福祉協議会 総合相談支援課(重層事業担当)

住所 佐世保市八幡町6-1 2階
電話 0956-23-3174(代表) 0956-24-1184(窓口直通)